

【論文】

教育における事実上の人種的隔離とスティグマの生成

井上 一洋

Kazuhiro Inoue

キーワード：人種的隔離、事実上の人種的隔離、スティグマ

本稿では、アメリカの教育における事実上の人種的隔離が、いかなる社会的意味を帯び、どのようにスティグマを生成するのかという問題について検討を行う。

はじめに

かつて、アメリカ南部の多くの州の公立学校においては、Plessy 判決¹で確立された、分離すれども平等 (separate but equal) の法理に依拠し、法に基づく (de jure) 人種的隔離が行われていた。しかし、1954 年の Brown 判決²において、連邦最高裁は、このような人種的隔離について違憲判決を下した。同判決において、同裁判所は、たとえ物理的施設と他の有形要素が同等であったとしても、このような人種的隔離は、黒人生徒に彼らの地位についての劣等感を植え付け、取り返しのつかない仕方で心身に影響を及ぼすと判示し、法に基づく人種的隔離の違憲性を明らかにした³。

しかしながら、公立学校における人種的隔離の問題は、Brown 判決によって終息したわけではない。近年のアメリカ南部諸州では、既存の郡単位の学校区から市が離脱し、市独自の学校区を設立する動き (municipal secession) が相次いでいる。この動きは、形式的には地方分権の推進や教育の質の向上を目的としたものとして説明されるが、その結果、人種的に偏在した学校区が形成され、居住地の偏在に起因する事実上の (de facto) 人種的隔離が進行しているとの指摘がなされている。

このような状況を受け、近年のアメリカでは、事実上の人種的隔離の問題を、単なる教育資源や学力格差の問題としてではなく、それが特定のグループにいかなる社会的意味を付与するのかという観点から捉え直そうとする議論が活発になされている。そこで、本稿では、事実上の人種的隔離とスティグマ (stigma)⁴との関係に着目し、既存の郡単位の学校区からの市の離脱という学校区の再編が、いかなる

¹ Plessy v. Ferguson, 163 U.S. 537 (1896).

² Brown v. Board of Education, 347 U.S. 483 (1954).

³ Brown, 347 U.S. 494.

⁴ アメリカの社会学者の Erving Goffman は、スティグマを以下のように定義している。「未知の人が、われわれの前面にいる間に、彼に適合的と思われるカテゴリー所属の他の人びとと異なっていることを示す属性、それも望ましくない種類の属性 — 極端な場合はまったく悪人であるとか、危険人物である

井上(一)：教育における事実上の人種的隔離とスティグマの生成

かたちでスティグマを生み出すのかを明らかにするとともに、特に事実上の人種的隔離が、形式的には人種中立的なものであっても、法に基づく人種的隔離と同様に、特定のグループにスティグマを生じさせようということについて検討を行う。

I. 法に基づく人種的隔離とスティグマについて

アメリカでは、事実上の人種的隔離が顕著に認められるが、2007年のParents Involved in Community Schools 判決⁵ (以下、PICS 判決とする。)では、これを是正するための生徒割当制度の合憲性が争われた。このPICS 判決では、シアトル第1学区およびジェファーソン郡教育委員会が実施した人種的分類を利用した生徒割当制度をめぐる事件が併合審理された。同判決でキャストینگ・ボートを握った Kennedy 裁判官は、人種的分類が生徒たちにスティグマを課するという観点を踏まえた判断を示した⁶。しかし、このような同裁判官の前提には問題があるという指摘があり、同判決は、人種的分類が本質的にスティグマを課すのかという論争を改めて提起する契機となった⁷。

ところで、連邦最高裁は、黒人を陪審員から排除した州法の下、黒人の被告人を有罪とすることを合衆国憲法の平等保護条項違反とした、1880年のStrauder 判決⁸において、スティグマを生み出すような法的な排除に関して憲法上の懸念を示していた。同判決において、同裁判所は、黒人が合衆国市民であり、他の点においては陪審員としての資格を完全に備えているにもかかわらず、その皮膚の色のみを理由に陪審員として法の執行に参加する権利を州法により明示的に否定され、排除されるという事実それ自体が、法によって実質的に彼らに押された劣等性の烙印であり、当該人種が他の市民と同等の市民的地位に値しないというメッセージを公的に示すものであると説示した⁹。さらに、同判決において、同裁判所は、そのような法的な排除が当該人種に対する偏見を助長することによって、州法が他のすべての人々に保障しようとする平等な正義 (equal justice) を、かかる人種の個人に対して保障することを妨

とか、無能であるとかという — をもっていることが立証されることもあり得る。このような場合、彼はわれわれの心のなかで健全で正常な人から汚れた卑劣な人に貶められる。この種の属性がスティグマなのである。この属性はまた、欠点、短所、ハンディキャップとも呼ばれる。スティグマは、対他的な社会的アイデンティティと即自発的な社会的アイデンティティの間にある特殊な乖離を構成している。」以上の点については、小田憲三「社会福祉におけるスティグマの問題：英国の研究を中心として」川崎医療福祉学会誌2巻1号(1992年)35頁を参照した。

⁵ Parents Involved in Community Schools, v. Seattle School District No. 1, 551 U.S. 701 (2007).

⁶ Derek W. Black, In Defense of Voluntary Desegregation: All Things Are Not Equal, 44 WAKE FOREST L. REV. 107, 109–10 (2009).

⁷ *Id.* at 110–12.

⁸ Strauder v. West Virginia, 100 U.S. 303 (1880).

⁹ *Id.* at 308.

げているとも判示した¹⁰。

スティグマは、特定の文化的、あるいは社会的コンテキストの産物であり、人種という概念それ自体に何らかの本質的な意味があるわけではない。それゆえ、あらゆる人種的分類が直ちにスティグマを伴うとまではいえないであろう。したがって、その目的や具体的なコンテキストを考慮することなく、スティグマを課すことと当該人種的分類の利用とを直ちに同一視するのは妥当ではない。すなわち、同判決は、人種的分類それ自体ではなく、国家が人種を理由に市民を陪審員から排除するという制度それ自体が、当該グループに対して劣等の烙印を押す公的なメッセージを発するものであり、合衆国憲法の平等保護条項に違反すると結論づけたのである。このようなスティグマの理解は、後述する Brown 判決において、「人種的隔離という政策は、黒人グループの劣等性を意味すると通常は解釈される」という文言で明確化された¹¹。すなわち、ここで問題となっているのは、人種的分類それ自体ではなく、政府が制度を通じて、特定のグループにいかなる社会的な意味を付与するのかという点にあるように思われる。このような理解を前提として、以下では、法に基づく人種的隔離がいかにしてスティグマを生み出すのかについて検討を行う。

II. 法に基づく人種的隔離の弊害とスティグマの構造について

Brown 判決は、公立学校における法に基づく人種的隔離の合憲性をめぐり、社会に大きな影響を与えた。同判決では、黒人の生徒が白人の生徒が通う学校への入学を求めたが、南部の多くの州では、公立学校において白人と黒人の別学が制度として維持されていたため、かかる人種別学制の合憲性が問題となった¹²。同判決において、原告らは、黒人学校が、建物、教科書、資源、その他の具体的な要素において平等であるとされていたとしても、州が人種的隔離を行う限り、黒人学校は決して平等なものとはなり得ないと主張した¹³。そして、原告らは、このような人種的隔離は、合衆国憲法の平等保護条項に違反すると主張した¹⁴。同判決において、連邦最高裁は、たとえ物理的施設とその他の有形要素が平等であったとしても、公立学校において生徒を人種のみを理由に隔離することが、人種的マイノリティの生徒から平等な教育の機会を奪っていることになるのか否かについて検討を行った¹⁵。そして、同裁判所は、黒人学校と白人学校が、校舎、カリキュラム、教師の資格および給与に関して同等であるか否かといった有形要素のみに基づいて判断を下すことはできないと説示するとともに、法に基づく人種的隔離そのものが公教育に及ぼす影響について検討を行い、かかる人種的隔離の影響そのものを直視しなければならない

¹⁰ *Id.* at 308–09.

¹¹ Brown, 347 U.S. at 494.

¹² *Id.* at 486–88.

¹³ *Id.* at 488–90.

¹⁴ *Id.* at 492–93.

¹⁵ *Ibid.*

と判示した¹⁶。また、同裁判所は、教育の提供は州および地方政府の最も重要な責務の一つであり、市民社会の基盤そのものであると指摘するとともに、現代においては、教育の機会を奪われた生徒が人生で成功することを合理的に期待することは困難であると説示した¹⁷。続いて、同裁判所は、かかる人種的隔離が黒人生徒に及ぼす影響について検討を行ったが、その際、同裁判所は、上告人側が提出した社会科学の研究成果の一部を根拠とした¹⁸。その中で特に注目に値するのは、心理学者 Kenneth B. Clark と Mamie P. Clark の研究成果であるとされる¹⁹。同研究は、生徒の劣等感形成に関する主要因としての社会的地位の差の自覚に着目し、黒人生徒が自らの低い社会的地位を強く自覚するにつれ、その劣等感と屈辱感が高まることを明らかにした²⁰。加えて、同研究は、法に基づく人種的隔離の影響を、それと一般に結び付けられている社会的秩序などから分離して分析することは困難であると指摘した上で、そうした影響が高い疾病率、死亡率、犯罪・非行、劣悪な住宅事情、崩壊した家庭環境、全般的に劣悪な生活環境などとして顕在化していることを示すとともに、人種的隔離、偏見、差別およびそれらの社会的付随現象が、あらゆる生徒の人格形成に潜在的な損害を与えていると指摘した²¹。ここで特に重要なのは、同研究が法に基づく人種的隔離の弊害を、単なる教育機会の剥奪や物質的資源の不均衡に還元していない点である。すなわち、かかる人種的隔離は、社会的地位に関する劣位の構造と不可分であり、その構造は生徒の自己理解および他者理解の形成プロセスに深く作用すると同研究は示唆しているのである。とりわけ、生徒の人格形成において、かかる人種的隔離がもたらす弊害の主要因として、同研究が社会的地位に関する劣位の意識をあげた点は注目に値する。生徒は、自らが社会の中でいかなる地位にあるのかを、社会システムにおける自らの位置付けを通じて学習するが、このような人種的隔離は、同一の年齢および能力を有する生徒を、社会的区分に基づいて隔離する制度であると同時に、人種的に隔離されたグループの一方に対しては劣等の地位を、他方に対しては優越の地位を示唆する²²。つまり、黒人生徒が自らの低い社会的地位を強く自覚するにつれ、かかる人種的隔離を「劣等感と個人的屈辱感」(feelings of inferiority and a sense of personal humiliation)として理解する頻度が高まるという、この研究結果は、地位の格差が法に基づく人種的隔離を通じて個人の内面に影響を及ぼす一形態を示しているのである。実際、同研究は、このような人種的隔離の影響は、黒人生徒と白人生徒で異なる方向性 (ways) と効果 (impacts) で現れるものであり、それゆえ、かかる人種的隔離は、白人に対しても影響を及ぼす

¹⁶ *Id.* at 493.

¹⁷ Angela Onwuachi-Willig, *Reconceptualizing the Harms of Discrimination: How Brown v. Board of Education Helped to Further White Supremacy*, 105 VA. L. REV. 343, 349-51 (2019).

¹⁸ *Id.* at 351-52.

¹⁹ *Id.* at 350-51.

²⁰ *Id.* at 351.

²¹ *Id.* at 353-55.

²² *Id.* at 351.

と指摘している²³。ここから導かれるのは、法に基づく人種的隔離の弊害が非対称的であるとしても、構造的には双方向に作用するという点である²⁴。すなわち、かかる人種的隔離とは、一方の人種グループに劣等感を生じさせると同時に、他方の人種グループに優越感を生じさせる制度であり、特に後者においては、他者の劣等性を前提とする観念が形成され、社会システムにおける不平等な位置付けを当然のものとして受け止める態度へとつながる恐れがあるのである²⁵。その結果、生徒の人格形成は、平等な市民としての相互理解に基づくものではなく、序列化された他者理解に依拠するものとなる。このような意味で、人種的隔離がもたらす弊害は単なる機会の剥奪ではなく、社会的地位に関する劣位の意識を制度的に可視化し、それを生徒の意識の中に定着させる作用を持つのである²⁶。同研究が、人種的隔離、偏見、差別およびそれらの社会的付随現象があらゆる生徒の人格形成に潜在的な損害を与えるとしたのは、この構造的な側面を見据えていたからであろう。

法に基づく人種的隔離は、物理的な分断を通じて、社会システムにおける序列を教育の場に持ち込み、その序列を自然なものとして経験させる。このような点において、かかる人種的隔離は単なる配置の問題ではなく、社会的地位に関する教育の仕組みとして機能する²⁷。この意味において、法に基づく人種的隔離は、単なる物理的な隔離にとどまらず、社会的地位に関する意味を制度的に生成するものとして理解されるべきであろう²⁸。つまり、かかる人種的隔離の問題は、単に人種差別というコンテキストに限定されるものではなく、その核心は、政府が特定の属性に基づいて生徒を制度的に隔離し、その隔離を通じて社会的地位に関する格差を示唆する点にあるといえる。加えて、法に基づく人種的隔離が社会的序列の意味を帯び、スティグマを生み出しうるという点は、事実上の人種的隔離を検討する際にも一定の論理的な示唆を与える可能性がある²⁹。Brown 判決が指摘した、公教育における人種的隔離のより本質的な問題は、生徒に自らが置かれた社会的地位を意識させることにとどまらず、教育の場を通じて、その地位を現実の社会的関係として経験させる点にある。このような観点に依拠すれば、人種的隔離それ自身が、平等な市民的関係の形成を阻害しうるものであるといえる³⁰。

以上のように、法に基づく人種的隔離がスティグマを生み出すのは、明示的に人種的分類が用いられているからではなく、人種的隔離という制度そのものが特定のグループに対して劣位の社会的意味を付与するからである。そうすると、スティグマの問題は、かかる人種的隔離という制度そのものではなく、

²³ *Ibid.*

²⁴ *Id.* at 355-56.

²⁵ *Ibid.*

²⁶ *Id.* at 351-56.

²⁷ *Id.* at 355-57.

²⁸ *Id.* at 353-55.

²⁹ Black, *supra* note 6, at 110-11.

³⁰ *Id.* at 122-24; Onwuachi-Willig, *supra* note 17, at 356-57.

それが生み出す社会的な効果にあるように思われる。このような観点に立てば、事実上の人種的隔離もまた、形式的には人種中立的であっても実質的に同一の社会的効果をもたらす、法に基づく人種的隔離と同様のスティグマを生じさせうる可能性が示唆される。そこで、以下では、この点について検討を行う。

Ⅲ. 教育における事実上の人種的隔離とスティグマについて

近年、アメリカ南部諸州では、既存の郡単位の学校区から市が離脱し、市独自の学校区を設立する動きが相次いでいる³¹。これらは、表面的には地方分権の推進や教育の質の向上を目的とする制度改革として説明されるが、その実質的な効果は貧困層および人種的マイノリティと非貧困層および白人との人種的・社会経済的分断にある³²。もともと南部諸州では、公民権運動以降、裁判所の積極的な介入を背景として、広域の郡の学校区が設置されるなど、都市部と郊外を一体化させる人種的統合が図られてきた³³。しかし、市が郡の学校区から独立して独自の学区を設立することにより、白人の比率が高く、所得水準の高い郊外地域が独立し、財政基盤や教育資源を囲い込む一方で、残された郡の学校区には、貧困層や人種的マイノリティの生徒が集中することとなった³⁴。その結果、明示的な人種分類を用いることなく、公立学校は再び人種的に隔離された状態となり、事実上の人種的隔離が進行することとなった。このような現象は、法に基づく露骨な人種的隔離とは異なり、中立的な学校区再編の形式をとりながらも、空間的境界の再編を通じて人種的分断を固定化する点に特徴がある³⁵。したがって、このような市独自の学校区の設立は、単なる学校区の再編にとどまるものではなく、地方分権と居住地の偏在が結びつくことにより、かつての法に基づく人種的隔離を再構築する制度的な仕組みとして機能していると批判されているのである。

このような事実上の人種的隔離の問題もまた、単なる資源配分の不均衡としてではなく、制度が社会的地位に関する意味をいかに生成するのかという観点から再検討されるべきであろう。先に述べたように、今日の事実上の人種的隔離は、形式的には人種中立的なものとして説明されるものであるが、一方で、それはかつての公立学校における法的な人種的隔離と極めて類似した状況を生み出している³⁶。つまり、事実上の人種的隔離もまた、人種的な階層構造を生み出し、これを固定化する危険を孕んでいるのである。

このような事実上の人種的隔離の下では、貧困層や人種的マイノリティのコミュニティは、彼らが多

³¹ Erika K. Wilson, *The New School Segregation*, 102 CORNELL L. REV. 139, 141-45 (2016).

³² *Id.* at 142-43, 147.

³³ *Id.* at 144-46.

³⁴ *Id.* at 142-43, 147-50.

³⁵ *Id.* at 147-49.

³⁶ *Id.* at 140-41.

数を占める公立学校が抱えるさまざまな固有の不利な状況を、自らの力で克服せざるを得ない状況に置かれる³⁷。とりわけ、貧困層や人種的マイノリティが多数を占める公立学校では、主要教科の複数の領域において、十分とはいえない教育が提供されていることが指摘されている³⁸。もちろん、非貧困層や白人の生徒が存在しない教育環境であっても、貧困層や人種的マイノリティの生徒が学習能力を有すること自体に疑いはない。しかしながら、人種的隔離と深刻な財源不足がもたらす制度的な制約の下では、その潜在的能力の発揮は極めて困難となる³⁹。一方で、新たに創設される郊外の市の学校区は、非貧困層および白人の生徒が多数を占めるという状況に伴う有形無形の利益を集約しうだけでなく、貧困層や人種的マイノリティの生徒の教育に関する社会的コスト負担を相対的に回避することができる⁴⁰。実際、このような動向は、事実上、郡の学校区からの中産階級および上位中産階級の流出であると理解されている⁴¹。さらに、近隣自治体は、本来、財政や社会政策、さらに教育政策等において、相互依存関係を有しているにもかかわらず、市の学校区の独立は、郡レベルでの協働意欲を低下させる恐れもある。加えて、生徒の居住地と将来の成功可能性との間に強い相関関係が存在することに鑑みれば、伝統的に教育の機会平等を保障するための主要な制度と考えられてきた公教育制度が、とりわけアメリカの南部諸州においては、むしろ既存の社会的不平等を反映し、これを固定化するものとして機能するに至っているという懸念は否定できない⁴²。しかしながら、事実上の人種的隔離の問題は、教育内容や資源配分の不均衡にとどまるものではない。先に検討したように、人種的隔離の本質的な弊害は、制度が特定のグループに劣位の社会的意味を付与する点にある。このような意味において、事実上の人種的隔離の問題もまた、単なる教育内容や資源配分の問題にとどまらない⁴³。つまり、それは再び人種的な階層構造を生み出す側面を有するとともに、特定のグループに対する社会的地位を固定化するという点で、スティグマの問題とも深く関わるのである。この点について、Onwuachi-Willig は、人種的隔離の本質的な問題は、物質的な資源配分における単なる不平等という点にあるのではなく、教育制度を通じて特定のグループに対する劣等性を示唆するメッセージが発せられるという点にあると指摘する⁴⁴。先にみたClark 夫妻の研究は、この指摘を裏付けるものであり、スティグマは当該制度自体ではなく、それが生み出す社会的な効果によって生じると考えることができる。すなわち、制度が人種に基づく社会的序列を可視化し、生徒にその序列を経験させるという効果をもたらす限り、たとえ人種中立的な制度であってもスティグマを生み

³⁷ *Id.* at 149.

³⁸ *Id.* at 155-56.

³⁹ *Id.* at 173-74, 197-98.

⁴⁰ *Id.* at 197-98.

⁴¹ *Ibid.*

⁴² *Id.* at 200.

⁴³ Onwuachi-Willig, *supra* note 17 at 353-55.

⁴⁴ *Id.* at 353-54.

出しうるのである。郡の学校区からの市の学校区の独立は、明示的な人種的分類を用いることなく、居住地の偏在と地方分権を通じて、実質的に法に基づく人種的隔離と同一の社会的な効果をもたらしている。それは、具体的には、教育資源の偏在と生徒集団の分断を固定化し、その結果、特定のグループが劣位と結びつけられやすい社会的評価を生み出すという効果である。この意味において、事実上の人種的隔離もまた、法に基づく人種的隔離と同様のスティグマを生じさせ、さらに、それによって、貧困層や人種的マイノリティの生徒が集中する公立学校は、社会的評価においても劣位と結び付けられやすくなり、とりわけ人種的マイノリティの社会的評価に関する暗黙の序列が構築されうると考えられるのである⁴⁵。

おわりに

本稿では、公立学校における人種的隔離をめぐる問題を、教育資源や学力格差といった差異としてではなく、法に基づくものであれ、事実上のものであれ、それがいかなる意味を帯びるのかという観点から検討を行った。検討を通じて明らかとなったのは、教育における人種的隔離の問題が、単に教育機会や成果の不均衡を生じさせる点にあるのではなく、生徒に対する区分がいかなる意味を持つのかという点にあるということである。

学校は、生徒が社会の一員としての自己理解を形成する場でもある。そのような場において、特定の属性を理由として隔離が行われた場合、生徒は、誰と共に学び、誰と切り離されるのかという具体的な経験を通じて、自らと他者の位置づけを刷り込まれることになる。こうした経験は、個々の生徒の内面に作用するとどまらず、社会に存在する序列を当然のものとして受け止める態度を醸成する懸念がある。また、人種的隔離の影響は一方的ではない。人種的隔離は、特定の人種グループに劣等の地位として理解されうる社会的劣位を意識させると同時に、他の人種グループに優位の地位にあるという意識を生じさせうる。教育の場でこのような関係が反復されるとき、平等な市民としての相互理解に基づく関係の形成は阻害されかねない。

以上のような検討は、人種的隔離のコンテキストに即したものであるが、ジェンダーや障害といった他の特定の属性に基づく制度的な隔離がどのような意味を持ち、いかなる評価を生じさせるのかという問題についても検討される余地があろう。この点については、本稿の射程を超えるものであり、今後の課題としたい。

⁴⁵ *Id.* at 355-56.